

試験項目及び受入基準とその検定方法

	試験項目	基準値	検定方法
1	総水銀	検液1Lにつき 0.0005mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。
2	カドミウム	検液1Lにつき 0.01mg以下	
3	鉛	検液1Lにつき 0.01mg以下	
4	六価クロム	検液1Lにつき 0.05mg以下	
5	砒素	検液1Lにつき 0.01mg以下	
6	全シアン	検液中に検出されないこと	
7	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
8	有機燐	検液中に検出されないこと	
9	PCB	検液中に検出されないこと	
10	ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02mg以下	
11	四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002mg以下	
12	1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004mg以下	
13	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.02mg以下	
14	シス-1, 2ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04mg以下	
15	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1.0mg以下	
16	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006mg以下	
17	トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03mg以下	
18	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002mg以下	
20	チウラム	検液1Lにつき 0.006mg以下	
21	シマジン	検液1Lにつき 0.003mg以下	
22	チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02mg以下	
23	ベンゼン	検液1Lにつき 0.01mg以下	
24	セレン	検液1Lにつき 0.01mg以下	
25	ふっ素	検液1Lにつき 0.8mg以下	
26	ほう素	検液1Lにつき 1.0mg以下	
27	銅	検液1Lにつき 1.0mg以下	H15. 7. 22厚生労働省令第261号「水質基準に関する省令」の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法によること。
28	亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき 亜鉛 2.0mg以下	S48. 2. 17環境庁告示第14号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
29	ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつき ベリリウム 2.5mg以下	
30	クロム又はその化合物	検液1Lにつき クロム 2.0mg以下	
31	ニッケル又はその化合物	検液1Lにつき ニッケル 1.2mg以下	
32	バナジウム又はその化合物	検液1Lにつき バナジウム 1.5mg以下	
33	有機塩素化合物	試料1kgにつき 塩素 40.0mg以下	S63. 9. 8環水管第127号「底質調査方法」によること。
34	水銀、PCBについての含有濃度	25ppm以下 10mg以下	
35	油分	検液1Lにつき 15mg以下 投入処分時に視認できる油膜が生じないこと	S51. 2. 27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法によること。
36	ダイオキシン類	検液1Lにつき 10pg (TEQ換算値) 以下	H15. 6. 13環境省告示第68号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する省令」に定める方法によること。
37	ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき 150pg (TEQ換算値) 以下	H20. 3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」によること。